

## 【表紙】

【提出書類】 訂正発行登録書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成27年2月5日

【会社名】 株式会社ニコン

【英訳名】 NIKON CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役取締役社長 牛田 一雄

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田駿河台4丁目6番地  
(注) 平成26年11月25日から本店所在地 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号が上記のように移転しております。  
なお、実際の業務は下記の「最寄りの連絡場所」で行っております。

【電話番号】 -

【事務連絡者氏名】 -

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南2丁目15番3号  
(注) 平成26年11月25日から最寄りの連絡場所 東京都千代田区有楽町1丁目12番1号が上記のように移転しております。

【電話番号】 03(6433)3600(代表)

【事務連絡者氏名】 財務・経理本部長 萩原 哲

【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】 社債

【発行登録書の提出日】 平成26年9月19日

【発行登録書の効力発生日】 平成26年9月29日

【発行登録書の有効期限】 平成28年9月28日

【発行登録番号】 26 - 関東150

【発行予定額又は発行残高の上限】 発行予定額  
100,000百万円

【発行可能額】 100,000百万円  
(100,000百万円)  
(注) 発行可能額は、券面総額又は振替社債の総額の合計額(下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。

【効力停止期間】 この訂正発行登録書の提出による発行登録の効力停止期間は、平成27年2月5日(提出日)である。

【提出理由】

四半期報告書（第151期第3四半期 自 平成26年10月1日 至 平成26年12月31日）を平成27年2月5日に関東財務局長に提出した。この四半期報告書の提出により、当該書類を平成26年9月19日に提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**【訂正内容】**

表紙の「提出理由」に記載の通り。